

# 山梨県公報

号外第二十八号

平成二十六年

四月十四日

月 曜 日

## 目次

### 規 則

○物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則……………一  
の一部を改正する規則

## 規 則

### 山梨県規則第二十六号

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年四月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則(平成二十六年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の改正規定を次のように改める。

第三条第一項中「第二条第八号」を「第二条第十号」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項に次の一号を加える。

三 令第六百六十七条の五第一項又は第六百六十七条の十一第二項に規定する資格に関する文書を入力するための手段

第三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 契約担当者は、前項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者に対しその旨の通知をした場合において、当該資格がないと認められた者から請求があるときは、当該資格がないと認められた理由を書面により通知しなければならない。

第三条の改正規定の次に次のように加える。

第五条第一項中「について」を「であって、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を当該一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも二十四日前に行う旨を明らかにしたものである」に改める。

第六条第一項及び第二項、第七条並びに第八条第一項の改正規定中「、第七条並びに第八条第一項」を削り、「改める」を「改め、同条第三項中「について」を「であって、最初の契約に係る通知において最初の契約以外の契約に係る通知を当該指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも二十四日前に行う旨を明らかにしたものである」に改める」に改める。

第六条第一項及び第二項、第七条並びに第八条第一項の改正規定の次に次のように加える。

第七条及び第八条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第九条の改正規定を次のように改める。

第九条第一号中「第七条」を「第七条第一項」に、「第六条第五号」を「第六条第六号」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 県の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合にあつては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(経過措置)

2 この規則による改正後の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則は、この規則の施行の日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番